

平成30年12月3日（月）

第194回郵政民営化委員会後 委員長記者会見録

（15：30～15：55 於：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室）

（会見概要は以下のとおり）

○岩田委員長

郵政民営化委員会委員長の岩田です。よろしくお願いたします。

本日の郵政民営化委員会の概要について、御説明申し上げます。

なお、資料はお配りのとおりです。

本日は、かんぽ生命保険の新規業務について、パブリックコメントの意見提出者や関係省庁からのヒアリングを行いました。

まず、事務局から、10月18日から11月8日まで行いました意見募集の結果について報告がありました。意見につきましては、既にお手元にあるかと思いますが、団体から3件あり、うち賛成2件、反対1件でした。なお、本件については、本日夕刻に報道発表する予定であります。

次に、今回、意見をいただいた団体のうち、希望される団体についてヒアリングを行いました。それらの団体から出された意見を紹介しますと、全国生命保険労働組合連合会からは、完全民営化に向けた具体的な計画が示されていない現状においては、公平・公正な競争条件の確保の観点から問題があり、認可すべきではないと。

日本郵政グループ労働組合からは、顧客のニーズに対応した新商品の発売によって、かんぽ生命保険や日本郵便の経営の安定化や、かんぽ営業に携わる社員のモチベーション向上を図れることから、早期の認可を求めるとの意見でした。

また、金融庁、総務省から、現在の審査状況のヒアリングを行いました。両省庁からは、郵政民営化法等の規定にのっとり審査を進めているが、今のところ特段問題はないといった説明がありました。

かんぽ生命保険の新規業務については、これで意見募集の結果の報告、意見提出者からのヒアリング、金融庁、総務省のヒアリングを終えましたので、今後、これらを踏まえて意見の取りまとめを行うということを委員との間で確認しました。

委員会では、主に次のような質疑応答がありました。

まず、全国生命保険労働組合連合会に対してですが、ある委員からは、学資保険の導入前後で民間生命保険会社の件数はほぼ横ばいである。導入前が38万7,642件、導入後が38万1,184件、かんぽ生命保険の学資保険は民間生命保険会社のビジネスを奪うことなく市場のパイを広げただけと言えるのではないかという御質問がありました。全国生命保険労働組合連合会からは、そうした意見もあり得ると理解しているというお答えがございました。

また、別の委員からは、今回の第三分野の商品は、他の民間生命保険会社が取り扱って

いる商品と比べて内容的にどうなのかという御質問がありました。全国生命保険労働組合連合会からは、民間生命保険会社が扱っている商品とほぼ同じ内容であると考えているというお答えがございました。

別の委員からは、法律上、政府が日本郵政の株式を3分の1以上持ち続けることになっているが、その段階に至っても新商品に反対するのかという質問がありました。それに対して、全国生命保険労働組合連合会からは、一定程度は仕方ないと思っているが、現時点では明言できないというお答えがございました。

次に日本郵政グループ労働組合についてであります。ある委員からは、今回の新商品について、説明を要することが多くなると思うが、円滑に進められるのか、数字を上げるために無理をするといったことがないか、どのように考えているかという御質問がありました。日本郵政グループ労働組合からは、かんぽ生命保険の営業について、商品の魅力向上や達成可能な目標設定のあり方について、会社と意見交換をしており、こういった点を新年度の営業方針に反映させていくことが重要と考えるというお答えがございました。

別の委員からは、利用者に新しい商品の説明を適切に行うためには態勢整備の充実が必要と思われるが、営業職員について将来的に今より増やすべきと考えるか、それとも、詳しい説明のできる専担の職員を配置すべきと考えるか。こういう御質問に対して、日本郵政グループ労働組合からは、営業職員を増やすべきと考えている。また、要員確保とともに教育態勢が重要であり、利用者への説明時間の確保のため、営業目標の設定に当たって、営業の量だけではない別の観点からの目標設定が必要と考えているというお答えがございました。

最後に金融庁、総務省の御説明についてであります。ある委員からは、かんぽ生命保険における新商品の販売態勢は問題ないという認識でしょうかという御質問がありました。金融庁からは、一部限定的ではあるが、民営化前から引受基準緩和型商品を販売しており、そのノウハウを活用できると考えている。また、一般的な話となるが中期経営計画において募集品質の向上を柱として記載しており、本件についても同様の取組が行われるものと考えられ、問題ないと認識しているというお答えがございました。総務省からは、利用者に誤解を与えない態勢整備に向けて、標準型商品と引受基準緩和型商品の保障内容の比較表の作成や、先進医療特約の最新情報を閲覧できるサイトを用意する等の工夫をされると伺っており、問題ないと認識しているというお答えがございました。

別の委員からは、今回の新商品の認可に当たって、今のところ特に大きな問題はないということであるが、他社との競争関係を大きく阻害しないことについて、具体的に教えてほしいという御質問がありました。金融庁からは、既に各社が似たような商品を販売している。引受基準緩和型商品は既存の商品の延長線上で全く新たな商品でもない。今までのかんぽ生命保険の顧客で健康上の理由で加入できなかった人を対象としていると聞いているというお答えがございました。総務省からは、引受基準緩和型商品においては、従来の商品と引受基準緩和型商品をセット申込みすると聞いており、他社から顧客をとってくる

というような考え方はしていないのではないかと。こういうお答えがございました。

別の委員からは、現在の株式保有の状況の中で、今回の新商品について、他の生命保険会社との適切な競争環境という観点をどのように考えたかと御質問があり、金融庁からは、株式の保有状況は前提として考えているが、今回の商品については、既に他社において類似商品が販売されているものであり、問題ないと考えたとお答えがありました。

主な御意見は以上のようなことであります。

また、郵政民営化委員会の進捗状況についての総合的な検証の意見については、現在調整中でして、できる限り早期に取りまとめたいと考えております。本日の委員会では、この件については議論をいたしておりません。

次回委員会の開催時期については調整中です。

私からは、以上であります。

○記者

かんぽ生命保険の新商品なのですが、今日のヒアリングとか今の御説明の結果を伺っていると、もう認可に向けてほとんど障害がないように思うのですが、今日の時点ではまだ結論を出すのは早い。そういう御判断なのでしょうか。

○岩田委員長

私ども民営化委員会としては、ただいまヒアリングを行った段階ですので、これからしっかりと委員の間で議論をして進めていきたいと考えております。

○記者

注目されているゆうちょ銀行の限度額ではなくて、かんぽ生命保険の限度額の方で、何かこうした方が良いとか、そういうものはあるのでしょうか。

○岩田委員長

私はこれまでのところ、直接ゆうちょ銀行の限度額に相当するような議論が今、行われているというようには思っておりません。ただし、これから非常に新しい商品を開拓したいとか、そういうことになった場合には、改めて民営化委員会の方でも議論をするということになろうかと思えます。

－以上－